

# 令和5年第5回教育委員会定例会 会議録

## ■ 開催日時

令和5年5月25日（木） 13時31分開会  
13時57分閉会

## ■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

## ■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代  
教育委員 : 別府 竜人, 福富 早央里

## ■ 欠席委員

教育委員 : 七夕 利久, 中村 みゆき

## ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	紺屋 聖一
教育総務課長	上村 圭一郎
生涯学習課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	小吉 建治
指宿商業高等学校事務長	岩林 茂樹
学校教育課主幹兼学校教育係長	吐師 陽一

## ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事

- ・ 日程第1 報告第4号 指宿市社会教育委員の補欠委員及び指宿市公民館運営審議会委員の補欠委員の委嘱について
- ・ 日程第2 報告第5号 指宿市立市民会館運営協議会委員の補欠委員の委嘱について
- ・ 日程第3 報告第6号 指宿市図書館協議会委員の補欠委員の任命について
- ・ 日程第4 報告第7号 指宿市考古博物館時遊館COCO橋牟礼運営協議会委員の任命について

- ・ 日程第5 議案第13号 令和5年度指宿市一般会計補正予算(第2号)に係る議案(教育委員会所管分)に関する意見の申出について
  - ・ 日程第6 議案第14号 指宿市学校給食費等補助金交付要綱の一部改正について
  - ・ 日程第7 議案第15号 指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

## ■ 会議要旨

### 1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただいまから、令和5年第5回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、七夕職務代理者と中村委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

### 3 前回会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和5年第4回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

### 4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員にお願いいたします。

### 5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1項目目でございます。

4月28日、南薩地区教育長会に出席してまいりました。

2項目目でございます。

4月29日、第2回遊ぼ海フェスタいぶすき&アロハ宣言セレモニーに出席してまいりました。今年是指宿港で開催され、アロハ宣言セレモニーが行われました。フェスタでは、フラグループも多数参加しており、東洋のハワイの雰囲気醸し出した、とても素敵なフェスタとなっております。

3項目目でございます。

5月2日、校区公民館長辞令交付式が行われました。市民の拠り所となる公民館の活動について、お話をさせていただいたところでございます。

4項目目でございます。

同じく2日、第51回指宿市新型コロナウイルス対策本部会議が行われました。新型コロナウイルス感染症の位置づけが、5類感染症に変更されることから、今後の対応について話し合いが行われたところでございます。

5項目目でございます。

5月8日、地域と学校の連携協働推進本部会議が行われました。社会教育を担う、それぞれの団体の長の方々に集まってお話をいただき、具体策やご意見をいただいたところでございます。

6項目目でございます。

5月9日、10日、11日、当初申告に伴う校長面談を行いました。学校のリーダーとして、今年度の抱負や課題などを聞かせてもらうことでした。

7項目目でございます。

5月12日、県市町村教育委員会連絡協議会総会・講演会に出席してまいりました。講演会では、法律事務所の方から、学校におけるトラブル対応についてご講演をいただきました。初期対応が大切だということを改めて感じたところでございます。福富委員、中村委員にご出席いただきました。ありがとうございました。

8項目目でございます。

同じく12日、県市町村教育長会定期総会にも出席してまいりました。

9項目目でございます。

5月13日、指宿市子ども会育成連絡協議会定期総会に出席してまいりました。

10項目目でございます。

5月15日、16日、22日、当初申告に伴う教頭面談を行いました。校長の補佐役として、今年度の抱負を聞かせていただいたところでございます。

11項目目でございます。

5月16日、鹿児島県教組南薩地区支部指宿地区協の話し合いを行いました。職員の服務、働き方改革などについて話し合いをしたところでございます。

12項目目でございます。

5月18日から19日、帯広市民文化ホールで行われた、全国都市教育長協議会に出席してまいりました。文部科学省調査官より、令和5年度の施策について詳しい説明を受けてまいりました。

13項目目でございます。

5月22日、指宿市木曜会総会に出席してまいりました。

14項目目でございます。

5月23日、南薩地区教育委員会連絡協議会理事会・総会に出席してまいりました。県教育庁義務教育課指導監より、教員免許制度の廃止に対して、今後行わなくてはならないことについてご講演をいただきました。こちらにも福富委員、中村委員にご出席いただき、ありがとうございます。

15項目目でございます。

5月24日、指宿市立少年育成センター運営協議会に出席してまいりました。指宿市の児童生徒の命を守ることや、インターネットなどの被害等について、各団体から情報や活動内容、ご意見をいただいたところでございます。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

## 6 議事

### (吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第4号、指宿市社会教育委員の補欠委員及び指宿市公民館運営審議会委員の補欠委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

### (紺屋部長)

日程第1、報告第4号、指宿市社会教育委員の補欠委員及び指宿市公民館運営審議会委員の補欠委員の委嘱について、ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市社会教育委員条例第3条及び第4条の規定に基づき指宿市社会教育委員の補欠委員を、指宿市立公民館条例第5条第1項及び第2項の規定に基づき指宿市公民館運営審議会委員の補欠委員を次のとおり委嘱したので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第2項の規定により、教育委員会に報告するものであります。

指宿市社会教育委員及び指宿市公民館運営審議会の委員は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間を任期とし、12名に委嘱しておりますが、人事異動や役員改選により、学校教育の関係者2名が欠員となりました。

これに伴い、学校教育の関係者のうち小学校代表であった鬼塚富貴子氏の後任として、池田小学校校長の桑原千恵子氏を、中学校代表であった西園浩二氏の後任として、山川中学校校長の舞田裕二氏を、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づく教育長の臨時代理により委嘱したものであります。

なお、後任の任期は、指宿市社会教育委員条例第4条第2項及び指宿市立公民館条例第5条第2項において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とすると定められていることから、令和5年4月1日から令和6年3月31日までであります。

以上で、説明を終わります。

### (吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1，報告第4号は終了いたします。

**(吉元教育長)**

次に、日程第2，報告第5号，指宿市立市民会館運営協議会委員の補欠委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(紺屋部長)**

日程第2，報告第5号，指宿市立市民会館運営協議会委員の補欠委員の委嘱について，ご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

指宿市立市民会館運営協議会規則第3条第2項及び第5条の規定に基づき，指宿市立市民会館運営協議会委員の補欠委員を次のとおり委嘱したので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第2項の規定により，教育委員会に報告するものであります。

指宿市立市民会館運営協議会の委員は，令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間を任期とし，10名に委嘱しておりますが，そのうち学校長代表であった西園浩二氏が令和5年3月31日をもって退職され，また，公共的団体の代表であった富山友和氏が令和5年5月19日をもって指宿市PTA連合会の副会長の任期を終えられたことにより欠員が生じました。

これに伴い，後任として，学校長代表に西指宿中学校校長の山下恵理子氏を，公共的団体の代表に指宿市PTA連合会副会長の井元真一氏を，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づく教育長の臨時代理により委嘱したものであります。

なお，任期は，指宿市立市民会館運営協議会規則第5条において，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とすると定められていることから，山下恵理子氏は，令和5年4月1日から令和6年5月31日まで，井元真一氏は，令和5年5月20日から令和6年5月31日までであります。

以上で，説明を終わります。

**(吉元教育長)**

ただいまの説明に対して，ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第2、報告第5号は終了いたします。

**(吉元教育長)**

次に、日程第3、報告第6号、指宿市図書館協議会委員の補欠委員の任命についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(紺屋部長)**

日程第3、報告第6号、指宿市図書館協議会委員の補欠委員の任命について、ご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市立図書館条例第9条及び第10条の規定に基づき、指宿市図書館協議会委員の補欠委員を次のとおり任命したので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第2項の規定により、教育委員会に報告するものであります。

指宿市図書館協議会の委員は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間に任期とし、6名を任命していましたが、人事異動により、学校教育の関係者1名が欠員となりました。

これに伴い、西園浩二氏の後任として、北指宿中学校校長の有村宏史氏を、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づく教育長の臨時代理により任命したものであります。

なお、任期は、指宿市立図書館条例第10条第2項において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすると定められていることから、令和5年4月1日から令和6年3月31日までであります。

以上で、説明を終わります。

**(吉元教育長)**

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第3、報告第6号は終了いたします。

**(吉元教育長)**

次に、日程第4、報告第7号、指宿市考古博物館時遊館COCO橋牟礼運営協議会委員の任命についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(紺屋部長)**

日程第4，報告第7号，指宿市考古博物館時遊館COCCO橋傘礼運営協議会委員の任命について，ご説明を申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋傘礼条例第13条第3項の規定に基づき，指宿市考古博物館時遊館COCCO橋傘礼運営協議会の委員を次のとおり任命したので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第2項の規定により，教育委員会に報告するものであります。

協議会の委員は，指宿市考古博物館時遊館COCCO橋傘礼条例第13条第3項において，学校教育及び社会教育の関係者，家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から教育委員会が任命すると定められております。

今回の委員のうち新任は，学校教育の関係者の梶恵介氏，学識経験者の中野訓氏の2名で，再任は，学校教育の関係者の北浩明氏と，内田早紀氏，社会教育の関係者の田代秀敏氏，家庭教育の向上に資する活動を行う者の若松さやか氏と，高橋友記子氏の5名であります。

なお，任期は令和5年4月27日から令和7年4月26日までの2年間であります。

以上で，説明を終わります。

#### (吉元教育長)

ただいまの説明に対して，ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

#### (吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

以上で，日程第4，報告第7号は終了いたします。

#### (吉元教育長)

次に，日程第5，議案第13号，令和5年度指宿市一般会計補正予算（第2号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

#### (紺屋部長)

日程第5，議案第13号，令和5年度指宿市一般会計補正予算（第2号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出について，提案のご説明を申し上げます。

資料の6ページをご覧ください。

令和5年度指宿市一般会計補正予算（第2号）に係る議案（教育委員会所管分）に関して，市長に意見を申し出ることについて，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により，教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明いたしますので，議案第13号の別冊の2ページをご覧ください。

令和5年度指宿市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、5億1,291万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、268億3,097万3千円とするものであります。

10ページをご覧ください。

中ほどになりますが、款9教育費は3,090万2千円を増額し、歳出の総額を26億1,695万9千円にするものであります。

歳入からご説明いたしますので、11ページをご覧ください。

中ほどになりますが、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5,224万8千円の補正のうち、教育委員会所管分は8,297万2千円で、小中学校、高等学校、図書館、市民会館及び時遊館COCCO橋傘礼の電気料金、要保護・準要保護就学援助費、学校給食費に係る補助金に充当しようとするものであります。

目7教育費国庫補助金、節1小学校費補助金25万9千円及び節2中学校費補助金52万6千円の補正は、小中学校の理科教育等に係る備品購入費に充当する理科教育設備整備費等補助金であります。

節3社会教育費補助金104万3千円の補正のうち、教育委員会所管分は74万1千円で、生涯学習講座及び学校ICT運用研修に係る情報通信技術講習事業費補助金であります。

12ページをご覧ください。

款19繰入金、項2基金繰入金、目3ふるさと応援基金繰入金、節1ふるさと応援基金繰入金3,040万円の減額は、要保護・準要保護就学援助費に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することにより、当初予算において、ふるさと応援基金を充当していたものを減額しようとするものであります。

13ページをご覧ください。

款21諸収入、項3雑入、目1雑入、節4販売等収入30万円の補正は、芸術文化振興基金事業公演に係るチケット販売収入であります。

節5その他雑入800万4千円のうち教育委員会所管分は、説明欄一番下の芸術文化振興基金助成金50万円で、芸術文化振興基金事業公演に係る日本芸術文化振興会からの助成金であります。

款22市債、項1市債、目8教育債、節1小学校債2,110万円の補正は、今和泉小学校屋外スロープ等設置工事に係る市債であります。

次に、歳出をご説明いたしますので、18ページをご覧ください。

今回の補正の事業概要について、所管課毎にお示ししてあります。

教育総務課の管理総務費3万6千円から教育環境検討事業費1万6千円までの補正は、共済組合掛金・負担金の保険料率変更に伴い、会計年度任用職員の共済費を増額しようとするものであります。

小学校施設管理総務費2,536万5千円の補正は、小学校のパソコン室の床に設置している配線を整理するための委託料、今和泉小学校に屋外スロープ等を設置するための工事請負費、川尻小学校の保健室にシャワー室を設置するための工事請負費であります。

小学校振興総務費25万9千円の補正は、先ほど歳入で説明いたしました理科教育設備整備費等補助金の内示に伴い、理科備品等を購入するための備品購入費を増額しようとするものであります。

中学校施設管理総務費216万7千円の補正は、中学校のパソコン室の床に設置している配線を整理するための委託料、開聞中学校グラウンドの野球用バックネットを撤去するための委託料であります。

中学校振興総務費108万4千円の補正は、教育用タブレット端末の予備機を整備するための備品購入費と、先ほど歳入で説明いたしました理科教育設備整備費等補助金の内示に伴い、理科備品を購入するための備品購入費であります。

学校教育課の学校教育管理費11万9千円から生涯学習課の時遊館COCCOはしむれ管理費5万円までの補正は、共済組合掛金・負担金の保険料率変更に伴い、会計年度任用職員の共済費を増額しようとするものであります。

生涯学習課の市民会館管理費152万8千円の補正は、芸術文化振興基金事業公演に必要な消耗品費や委託料であります。

なお、ただいま申し上げました歳出の補正につきましては、右端に予算書の掲載ページを記載しております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(吉元教育長)**

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5、議案第13号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは、日程第5、議案第13号は、提案のとおり同意することいたします。

**(吉元教育長)**

次に、日程第6、議案第14号、指宿市学校給食費等補助金交付要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(紺屋部長)**

日程第6，議案第14号，指宿市学校給食費等補助金交付要綱の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の7ページをご覧ください。

指宿市学校給食費等補助金交付要綱の一部を別紙のとおり改正したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により，教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は，令和5年4月1日から県内の特別支援学校の学校名が，養護学校から特別支援学校に変更されたことにより，この要綱の所要の改正を行うものであります。

それでは，改正の内容について，新旧対照表でご説明いたしますので，9ページをご覧ください。

第2条第3号及び第3条第1項第2号に規定する，鹿児島県立指宿養護学校を鹿児島県立指宿特別支援学校にそれぞれ改めようとするものであります。

なお，附則において，この告示は令和5年5月26日から施行することとしております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(吉元教育長)**

ただいまの説明に対して，ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

日程第6，議案第14号については，提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは，日程第6，議案第14号は，提案のとおり可決することといたします。

**(吉元教育長)**

次に，日程第7，議案第15号，指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(紺屋部長)**

日程第7，議案第15号，指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について，提案のご説明を申し上げます。

資料の10ページをご覧ください。

指宿市学校給食センター条例第6条第3項の規定に基づき、指宿市学校給食センター運営委員会の委員を次のとおり委嘱したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市学校給食センター運営委員会の委員は、指宿市学校給食センター条例施行規則第3条第1項において、小学校長代表、中学校長代表、学校職員の給食担当者代表、小学校PTA代表、中学校PTA代表、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱することとなっております。

今回の委員は、小学校長代表4名、中学校長代表1名、学校職員の給食担当者代表4名、小学校PTA代表4名、中学校PTA代表1名、教育委員会が必要と認める者3名の計17名であります。

なお、任期は令和5年6月1日から令和6年5月31日までの1年間であります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### (吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

#### (吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第7、議案第15号については、提案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

#### (吉元教育長)

それでは、日程第7、議案第15号は、提案のとおり同意することといたします。

以上で、本日、予定されておりました議案等については、全て終了いたしました。

### 7 その他

#### (吉元教育長)

これより、その他に入ります。

何かございませんか。

(なしの声)

### 8 閉会の宣告

#### (吉元教育長)

以上で、令和5年第5回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。